

協議第 2 号

地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、中島郡祖父江町の区域に、次のとおり地域審議会を設置する。

- 1 地域審議会の設置期間は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 2 地域審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する。
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 3 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。
- 4 地域審議会は、委員 10 名以内で組織する。
- 5 その他地域審議会の設置に関し必要な事項については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。

平成 1 6 年 1 月 3 1 日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道